

役員在任年齢に関する規程

平成24年 4月 1日 制定

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会

役員在任年齢に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会（以下「本協会」という。）の役員年齢に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の内任年齢)

第2条 役員の内任年齢は、原則として満65歳までとする。ただし、任期中に満65歳を超えた場合は当該期中は継続できるものとする。

(内任年齢算出基準日)

第3条 この規程における内任年齢の算出基準日は、満65歳到達年の年度末日とする。

(特別措置)

第4条 当該役員の内知識及び経験が、非営利を目的とした一般社団法人の適正な業務運営において特に必要であると判断される場合については、総会の承認を得て、最大1期2年まで延長することができる。

附則

(適用期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日より実施する。なお、旧社団法人コンピュータソフトウェア協会の「役員内任年齢に関する規程」は、廃止する。

(現任役員に係る経過措置)

第2条 この規程の適用期日において現に任命されている役員については、当該任期中に限りこの規程は適用しない。